株主各位

北九州市門司区社ノ木一丁目2番1号 株式会社 マツモト 代表取締役社長 松 本 敬三郎

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、 ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年7月24日(水曜日)午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年7月25日(木曜日)午前10時

2. 場 所 北九州市小倉北区上富野四丁目 1 番25号

松柏園ホテル

(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 会議の目的事項

報告事項 第31期(2018年5月1日から2019年4月30日まで)

事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査役1名選任の件

以上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 下さいますようお願い申し上げます。

[◎]招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(http://www.matsumoto-inc.co.jp/)に掲載いたしますのでご了承下さい。

(添付書類…当社は連結対象会社がないため連結関係書類は作成しておりません。)

事 業 報 告

/ 2018年5月1日から 、2019年4月30日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、個人消費や設備投資が底堅く推移し、概ね安定的な成長となりましたが、一方で夏場に自然災害が相次いで発生したことなどから景気の停滞感も出てまいりました。

印刷業界におきましては、2019年の国内紙需要が13年連続で前年を下回る 見込みとなりペーパーレス化の流れは年々加速し、印刷物の減少に歯止めが かからない事態となりました。

このような状況におきまして、当期の業績は次のとおりとなりました。

売上高につきましては、学校アルバム部門および一般商業印刷部門ともに 売上を伸ばし、前期 2,757 百万円に対し、2.8%増の 2,835 百万円となりまし た。損益につきましては、減価償却費を中心に費用削減をはかり、運送費の 上昇などコストアップの要因はありましたが、営業損失 71 百万円(前期比 86 百万円損失減)、経常損失 44 百万円(前期比 84 百万円損失減)、当期純損失 49 百万円(前期比 98 百万円損失減)と損益改善いたしました。

部門別の状況は次のとおりであります。

〔学校アルバム部門〕

学校アルバム部門につきましては、少子化による生徒数の減少ならびに学校の統廃合で市場規模の縮小は続いておりますが、新規顧客を獲得し、売上高は前期比3.5%増の2,085百万円となりました。

[一般商業印刷部門]

一般商業印刷部門につきましては、インクジェット印刷機およびにそれに接合する自動製本ラインも軌道に乗り無線綴製本を中心に販売先も増加しましたが、一方で従来顧客の発注量の低下もあり、売上高は前期比1.0%増の749百万円となりました。なお、この売上高はインターネット関連事業も含んでおります。

(2) 資金調達の状況

当期において必要な資金は、すべて自己資金より充当いたしました。

(3) 設備投資の状況

当期は、製本機械等44百万円の設備投資を行いました。

(4) 財産および損益状況の推移

	区	分	第28期 (2015年度)	第29期 (2016年度)	第30期 (2017年度)	第31期(当期) (2018年度)
売	上	高(百万円)	2,747	2,811	2,757	2,835
経	常利	」益(百万円)	△50	△10	△128	△44
当其	胡純和	刊益(百万円)	△58	14	△148	△49
1株	当たり	の当期純利益	△154円54銭	37円28銭	△392円72銭	△132円28銭
総	資	産(百万円)	4,604	4,735	4,636	4,533
純	資	産(百万円)	3,554	3,549	3,400	3,291

- (注) 1. 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除した株式数を用いております。
 - 2. 2017年11月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。 第28期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して「1株当たりの当期純利益」を算 定しております。
 - 3. 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月 16日)を第31期から適用したため、第30期の総資産の金額を遡及修正しております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、今年10月に控える消費税増税が景気にどのような影響を及ぼすか不透明でありますが、当社といたしましては、事業環境の厳しさがなお続くなかで、課題である黒字化の達成を目指し、幅広く営業活動を展開して顧客の増加に取り組むとともに、業務の合理化さらに生産効率化を推進し、業績の向上をはかってまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社は、印刷物の製造販売を主たる事業としており、その製品は次のとおりであります。

学校アルバム……幼・小・中・高・専・大学ならびに各種学校等向け卒業 アルバム、記念アルバム、記念誌等他

一般商業印刷……ポスター、カタログ、パンフレット、ダイレクトメール、 カレンダー他

インターネット関連事業……デジタル写真アルバム(K ぴぃ・メモリオ) 自費出版(ホンニナル出版) 印刷通信販売(プリエイト) 写真プリント販売(ギガフォトレージ)

(7) 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況

①営業所および工場

本社 北九州市門司区社ノ木一丁目2番1号

名称	所	在	地
営業所 東京営業所 名古屋営業所 福岡営業所 デザインセンター 工 場	名古屋福岡市	那新宿区 屋市中区 古博多区 州市門司	<u> </u>
松原工場 (印刷・製本) 猿喰工場 (製版・印刷) 社ノ木工場 (製本・オンディマンド印刷) 高浜工場 (オンディマンド印刷・製本)	北九り北九り	州市門言 州市門言 州市門言 州市小倉	司区 司区

②従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
206 名	△13名	41.6 才	17.2 年

(注)上記従業員の外に、期中平均103名のパートタイマーがおります。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,288,900 株

(2) 発行済株式の総数 381,300 株 (うち自己株式 3,835 株)

(3) 株主数 3,000 杯

(4) 大株主

	株	主 :	名	持株数	持株比率
松松穐梅松株松	株 本本田津本会本	敬政誉久	三 武美	持株数 58,900 32,800 19,000 16,600 16,200 14,400 12,900	持株比率 15.60 8.69 5.03 4.40 4.29 3.81 3.42
松水山	· 本 元 下	敬公敬	孝仁弘	11,400 11,000 10,400	3.02 2.91 2.76

(注) 持株比率は、自己株式(3.835株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代代常取取常監 表務 新締締監查查 大表務 新 查 查 查 查	松松本本 建工 生正玄 故郎輝武彦則治茂	営業本部長 総務部長 公認会計士 株式会社安井組代表取締役会長 税理士

- (注) 1. 取締役杉本佳彦氏は、社外取締役であり、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 2. 監査役安井玄治氏および原永茂氏は、社外監査役であり、監査役原永茂氏は、税理士の 資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 当社は取締役杉本佳彦氏、監査役安井玄冶氏および監査役原永茂氏を東京証券取引所の 定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 当社と株式会社安井組とは建築工事等の取引があります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

人 数	報酬等の総額
5名	85,840 千円
3名	8,775 千円
8名(3名)	94,615 千円 (3.920 千円)
	5名 3名

(注)上記の報酬等の総額には、当期中に役員退職慰労引当金として費用計上した 9,715 千円を含んでおり、このうち 9,040 千円が取締役分であり、675 千円が監 査役分であります。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
取締役	杉本 佳彦	同氏は当期に開催された取締役会12回のうち8回に出席し、主に公認会計士として財務・会計ならびに経営管理に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。
監査役	安井 玄治	同氏は当期に開催された取締役会12回のうち8回におよび当期に開催された監査役会9回のうち8回に出席し、長年にわたる経営者としての高い見識と豊富な経験から意見を述べ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っており、監査役会においても審議に関して必要な発言や職務執行状況の報告を適宜行っております。
監査役	原永 茂	同氏は当期に開催された取締役会12回のうち11回におよび当期に開催された監査役会9回の全てに出席し、主に税理士として財務・会計ならびに法令遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っており、監査役会においても審議に関して必要な発言や職務執行状況の報告を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監查法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

公認会計十法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 16000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取 引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の 額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
 - 2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績 の比較、監査時間および報酬額の推移等を確認し、検討した結果、会計監査人 の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があ ると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関 する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると 認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。 この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会 において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事 項は次のとおりです。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保 するための体制
 - ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確 保するため、社長がコンプライアンス責任者となりコンプライアンス行 動指針を定めるとともに、取締役および使用人に周知を徹底する。
 - ② 取締役および使用人に対し、コンプライアンス教育を継続して定期的に 実施することにより、コンプライアンス意識を高める。
 - ③ 使用人は、職場内や業務において法令違反の事実やその恐れを発見した 場合、会社に報告する。その報告は総務部を窓口とし、通報者に不利益 を及ぼさないようにするとともに、社長まで届くようにする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程等に基づき取 締役会議事録等を書面または電磁的記録により、適切かつ確実に保存・ 管理する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理規程を定め危機発生の未然防止、発生した危機の早期解決および損害の極小化ならびに危機の再発防止をはかる。
 - ② 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、これには取締役全員が参加し、事業および業務に係るリスクを把握し管理する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 毎月1回開催する定時取締役会に加え、臨時取締役会を必要に応じて随 時開催することにより、重要な業務執行については十分な審議を経て決 定する。
- (5) 当該株式会社の業務の適正を確保するための体制 前記「(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合す ることを確保するための体制」および「(3) 損失の危険の管理に関する 規程その他の体制」を適用すること等により、業務の適正を確保する体 制を確立する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、 現組織においては経営管理部ないしは総務部からその人員を配置するこ ととする。

- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対す る指示の実効性の確保に関する事項
 - 前号において配置された使用人は、監査役会において人事考課を行うこととし、監査役の職務を補助するにあたっては、監査役の指揮命令のみに従うこととする。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱を受けないことを確保する体制
 - ① 取締役および使用人は、会社に著しい損失を与える事項が発生しまたは発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が求める事項につき、監査役に報告する。
 - ② 監査役が監査に必要な情報を適確かつ迅速に入手できるように社内各部署から資料の提出および情報の提供が速やかにできる体制を整備する。
 - ③ 当社は、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行わない。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役および使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
 - (2) 監査役は内部監査部門との連携をはかり、実効的な監査業務を遂行する。
 - ③ 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携をはかることのできる環境を整備する。
 - ④ 当社は、監査役が必要と認める監査費用については、その支払時期、償還手続き等を含め、全額これを負担する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの適切な整備および運用を行い、コンプライアンスの推進、リスク管理の強化、内部監査体制の充実に取り組んでおり、業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

社長がコンプライアンス責任者となり、取締役および使用人に対し継続して定期的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の 浸透および高揚に努めました。

(2) リスク管理体制

(3) 内部監査体制

- 社長を委員長とするリスク管理委員会を開催し、事業および業務に係る リスクの抽出ならびに対応策が報告、協議されております。 また、適宜是正改善を行い、必要に応じて再発防止の取組みを実施して
- まいりました。

当社の内部監査は経営管理部が担当し、監査役ならびに会計監査人とも連携をはかり有効な内部監査を行ってまいりました。

(注)本事業報告に記載の金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2019年4月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負債及び純資産の	の部
科目	金 額	科目	金 額
流 動 資 産	1,839,322	流動負債	722,393
現金及び預金	1,403,484	買 掛 金	322,256
受 取 手 形	29,022	未 払 金	99,849
売 掛 金	292,564	未 払 費 用	45,029
商品及び製品	4,921	未 払 法 人 税 等	18,140
仕 掛 品	57,708	未 払 消 費 税 等	105,571
原材料及び貯蔵品	42,034	賞 与 引 当 金	74,000
前 払 費 用	8,268	その他の流動負債	57,546
その他の流動資産	2,317		
貸 倒 引 当 金	△ 1,000	固 定 負 債	519,739
		長期預り敷金	30,150
固 定 資 産	2,694,057	長期預り保証金	100,000
有形固定資産	2,212,908	退職給付引当金	130,011
建物	627,501	役員退職慰労引当金	238,558
構築物	19,129	資 産 除 去 債 務	21,019
機 械 及 び 装 置	621,566		
車両及び運搬具	878	負 債 合 計	1,242,133
工具器具及び備品	14,642		
土 地	929,190	株 主 資 本	3,219,213
無形固定資産	29,653	資 本 金	929,890
ソフトウェア	24,640	資本剰余金	1,691,419
電話 加入権	2,453	資 本 準 備 金	1,691,419
施設利用権	400	利益剰余金	615,120
その他の無形固定資産	2,160	利 益 準 備 金	77,000
投資その他の資産	451,495	その他利益剰余金	538,120
投資有価証券	267,724	別途積立金	500,000
破産更生債権等	11,041	繰越利益剰余金	38,120
敷 金	59,298	自 己 株 式	△ 17,217
保証金	155	-T	
繰 延 税 金 資 産	18,688	評価・換算差額等	72,033
保険積立金	105,687	その他有価証券評価差額金	72,033
貸 倒 引 当 金	△ 11,100	15 25 -	
<u> </u>		純 資 産 合 計	3,291,246
資 産 合 計	4,533,380	負債及び純資産合計	4,533,380

損益計算書

 2018年5月1日から 2019年4月30日まで

(単位:千円)

科			金	額
	Н		MZ.	
売 上 高				2,835,197
売 上 原 価				2,391,751
売 上	総利	益		443,446
販売費及び一般管	管理費			514,618
営業	損	失		71,171
営業外収益				
受 取	利	息	89	
受 取	配当	金	7,504	
不 動 産	賃 貸 収	入	30,870	
九 米 E	収	入	4,504	42,968
営業外費用				
不 動 産	賃 貸 原	価	15,927	
雑	損	失	83	16,010
経 常	損	失		44,214
特 別 損 失				
固定資	産 除 却	損		1,779
税引前当	当期 純 損	失		45,993
法人税、住民	民税及び事業		6,049	
法人税	等 調 整	額	△ 2,111	3,938
当 期	純 損	失		49,931

株主資本等変動計算書 (2018年5月1日から 2019年4月30日まで)

(単位:千円)

	株主資本								
		資本乗	資本剰余金		利益剰余金				
	次十八		資本		その他利益剰余金		利益	自己	株 主 資 本
	資本金	資 本 準備金	剰余金 計	利益 準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	剰余金 計	自己株式	合 計
当期首残高	929,890	1,691,419	1,691,419	77,000	700,000	△74,201	702,798	△17,217	3,306,891
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△37,746	△37,746		△37,746
別途積立金の取崩					△200,000	200,000	-		-
当期純損失(△)						△49,931	△49,931		△49,931
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	_	_	-	_	△200,000	112,321	△87,678	_	△87,678
当期末残高	929,890	1,691,419	1,691,419	77,000	500,000	38,120	615,120	△17,217	3,219,213

(単位:千円)

	評価·換		
	その他 有価証券 評価差額 金	評価· 換 算 差額等 合 計	純資産合計
当期首残高	93,546	93,546	3,400,438
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△37,746
別途積立金の取崩			_
当期純損失(△)			△49,931
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△21,513	△21,513	△21,513
事業年度中の変動額合計	△21,513	△21,513	△109,191
当期末残高	72,033	72,033	3,291,246

個 別 注 記 表

Ⅰ 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却

原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品……総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益 性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品……総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益 性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属 設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物 附属設備並びに構築物については、定額法。少額減価償 却資産(取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却 資産)については、3年間で均等償却。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物:15年~65年、機械及び装置:10年

(2) 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内におけ る利用可能期間(5年)に基づく定額法。

4 引当金の計ト基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については個別に回収可能性を検討 し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当 事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末にお ける退職給付債務に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づ く当事業年度末要支給額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

Ⅱ 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産の減価償却累計額

3.529.274 千円

- 2. 担保に供している資産
 - (1) 担保に供している資産

建物163,875 千円土地339,376 千円合計503,252 千円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
発行済株式 普通株式	381,300 株	—株	—株	381,300 株
合 計	381,300 株	一株	一株	381,300 株
自己株式 普通株式	3,835 株	—株	—株	3,835 株
合 計	3,835 株	一株	一株	3,835 株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

	決	議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
- 1		7月25日 主 総 会	1 3E 3H XE 2T	37,746千円	100円	2018年 4月30日	2018年 7月26日

3. 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

决 議	株式の 種 類	配当の原資	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効 力 発生日
2019年7月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	37,746千円	100円	2019年 4月30日	2019年 7月26日

(注) 2019年7月25日開催予定の定時株主総会において決議を予定しております。

V 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営活動に必要な資金の調達を自己資金にて賄っております。 余裕資金の運用は、定期預金を中心とした安全で流動性の高い金融資産に て行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、係る顧客の信用リスクは、 与信管理に関する社内規程に沿ってリスク低減を図っております。 また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期 ごと時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注) 2. 参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表 計 上 額	時 価	差額
(1) 現金及び預金	1,403,484	1,403,484	_
(2) 売掛金	292,564		
貸倒引当金(※1)	△936		
差引	291,628	291,628	_
(3) 投資有価証券	265,724	265,724	_
資 産 計	1,960,837	1,960,837	_
(1) 買掛金	322,256	322,256	_
(2) 未払法人税等	18,140	18,140	_
負 債 計	340,396	340,396	

(※1) 売掛金に対する貸倒引当金であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産	算 定 方 法
(1) 現金及び預金 (2) 売掛金	短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいこ とから、当該帳簿価額を時価としております。
(3) 投資有価証券	株式等は取引所の価格を時価としております。
負 債	算 定 方 法
(1) 買掛金 (2) 未払法人税等	短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいこ とから、当該帳簿価額を時価としております。

(注) 2. 非上場株式(貸借対照表計上額2,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

Ⅵ 賃貸等不動産に関する注記

- 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項 当社では、北九州市内において、当社所有の建物の一部について賃貸して おり、また、事業の用に供していない不動産を有しております。
- 2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

貸借対照表計上額	時 価
424,343千円	427,947千円

(注) 当事業年度末の時価は、賃貸不動産については不動産鑑定士による鑑定評価額に基づく価額、事業の用に供していない不動産については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

Ⅲ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産

VIO-10-20-20-20-20-20-20-20-20-20-20-20-20-20	
未払事業税等否認	4,019 千円
賞与引当金等損金算入否認	25,766 千円
投資有価証券評価損否認	42,733 千円
退職給付引当金損金算入否認	39,536 千円
役員退職慰労引当金損金算入否認	72,545 千円
保険積立金評価損否認	16,723 千円
貸倒引当金損金算入否認	3,679 千円
資産除去債務等	7,105 千円
繰越欠損金	83,771 千円
繰延税金資産小計	295,882 千円
評価性引当額	△ 266,096 千円
繰延税金資産合計	29,786 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 11,097 千円
繰延税金負債合計	△ 11,097 千円
繰延税金資産の純額	18,688 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいことから記載を省略しております。

区 1株当たり情報に関する注記

1.1株当たり純資産額

8,719 円 34 銭 132 円 28 銭

2.1株当たり当期純損失

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年6月27日

株式会社マツモト 取締役会 御中

EY 新日本 有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 正典 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田 貴史 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マツモトの2018年5月1日から2019年4月30日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について 監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の 判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚 偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内 部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2018年5月1日から2019年4月30日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、

必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況 を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当で あると認めます。

2019年6月28日

 株式会社
 マツモト
 監査役会

 監査役(常勤)
 石川 正則 印

 社外監査役
 安井 玄治 印

 社外監査役
 原永 茂 印

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第31期期末配当等につきましては、当期の業績および財産の状況ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
 - (1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金 100 円 総額 37,746,500 円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日 2019年7月26日
- 2. 剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 100,000,000 円
 - (2) 減少する剰余金の項目及びその額 別途積立金 100,000,000 円

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役安井玄治氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役の1名の選任をお願いするものであります。監査役の候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏 名	略 歴		所有する当
(生年月日)	(地位および重要な兼職の状況)		社の株式数
安井 玄治 (1947 年 6 月 12 日生)	1970年2月 1994年7月 2013年1月 2018年1月	株式会社安井組 代表取締役社長 当社監査役(現任) 株式会社安井組会長 同社代表取締役会長(現任)	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 安井玄治氏は社外監査役候補者であります。
 - 3. 安井玄治氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の長年にわたる経営者としての高い 見識と豊富な経験等を、当社の監査体制に活かしていただくためであり、本総会終結の 時をもって、安井玄治氏の当社社外監査役就任の期間は25年となります。

以上

MEMO

•••••	 	 	 	
•••••	 	 	 •••••	•••
•••••	 	 	 •••••	
	 	 	 	• • • •
•••••	 	 	 	•••
•••••	 	 	 	•••
•••••	 	 	 •	•••
•••••	 	 	 •••••	•••
•••••	 	 	 •••••	• • •
•••••	 	 	 •••••	• • • •
•••••	 	 	 •••••	•••
•••••	 	 	 	•••
•••••	 	 	 	• • • •
	 	 	 	• • • •
•••••	 	 	 	• • • •
•••••	 	 	 	•••
•••••	 	 	 	•••

定時株主総会会場ご案内図

会場:北九州市小倉北区上富野四丁目1番25号

松柏園ホテル

TEL (093) 511-2228

